

転載規程

(目的)

第1条 日本スポーツ社会学会(以下「本会」という)は、学会研究誌「スポーツ社会学研究」(以下「学会誌」という)に掲載された原稿の転載を求める個人、または出版社等に対して、対応規定を設ける。

(基本姿勢)

第2条 本会では、以下を条件に、学会誌に掲載された原稿(「スポーツ社会学研究」の発行に関する諸規程による)の転載、翻訳、及びそれをもとにした加筆修正を認める。

- (1) 掲載原稿の著作権を有する本会に対し、所定の様式で事前に申請を行うこと。
- (2) 転載にあたり、学会誌からの再掲載であることを明示する情報(学会誌名、巻号、発行年、掲載頁、共著者がいる場合はその氏名等)を記載すること。
- (3) 共著者がいる場合、全ての著者の同意を得て(所定の様式にそれぞれ自署が必要)、提出すること。
- (4) 刊行後、転載した書籍、雑誌等を1冊、本会事務局宛に送付すること。これは該当箇所のコピーをもって代えることができる。

(申請手続き)

第3条 転載申請は以下の手続きをとるものとする。

- (1) 本学会誌の掲載原稿を転載しようとする個人、または出版社等は、指定の「転載許可願」(本学会 HP にて公開)を本会事務局に提出すること。共著者がいる場合、「共著者同意書」(別紙様式)を添付すること。また、転載許可願の提出者が著者以外るとき、「執筆者同意書」(別紙様式)を添付すること。
- (2) 許可の審査は本会編集委員会で行う。
- (3) 編集委員会で許諾の判断ができない場合、理事会で審議する。
- (4) 許可した個人、または出版社等に対して、編集委員長名で「転載許可書」を発行する。

(規程の改廃等)

第4条 その他、本規程に定められていない事項に関しては、理事会において審議し、総会の議を経て決定する。

附則

この規程は2020年7月4日から施行する。

2020年7月3日制定